総 統 労 第 109 号 令和 3 年 7 月 30 日

公益財団法人 マンション管理センター理事長 殿

総務大臣

令和3年社会生活基本調査への協力について(依頼)

平素より、総務省統計局の各種統計調査に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

総務省統計局では、本年10月20日現在で、国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的として、「令和3年社会生活基本調査」(統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査)を実施します。

社会生活基本調査は、国民が一日のうちのどのくらいの時間を仕事、学業、家事、地域の活動などに費やしているかなどを把握することにより、少子高齢化対策、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進など、国や地方公共団体における様々な行政施策の立案等に用いる基礎資料を提供するものです。特に、国民の社会生活は、新型コロナウイルス感染症の影響により著しく変化を遂げており、当調査はそれらの状況等を把握することができる非常に重要な役割を担うこととなります。

近年、個人情報保護意識の高まりや、調査員が世帯と接触することの難しいオートロックマンションの 増加などに伴い、従来にも増して調査活動が難しい状況となってきました。円滑な調査の実施のために は、国民の皆様の御理解はもとより、関係各方面の御協力をいただくことが不可欠であります。

つきましては、統計法第30条第1項に基づき御協力をお願いすることとして、別紙の内容につきまして、管理組合の皆様への御周知を賜りたく、特段の御配慮をお願い申し上げます。

また、令和3年社会生活基本調査は、都道府県を通じて実施することとしており、都道府県が改めて調査への御協力をお願いする場合もありますので、このことを併せて管理組合の皆様へ御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、調査の実施に当たっては、感染防止を図りつつ、調査を確実に実施していくため、調査世帯と調査員との接触をできるだけ控える調査方法 (オンライン等)を推進するとともに、調査員の健康管理を徹底し体調不良の調査員がお伺いすることがないようにすることとしております。あわせて、政府の対策にのっとり、マスクの着用や咳エチケット等飛沫感染の防止も徹底してまいりますことを申し添えます。

加えて、統計局でこのほかに毎月実施している基幹統計調査である、労働力調査、家計調査及び小売物価統計調査においても、世帯を訪問させていただくことがあります。これらの統計調査は、完全失業率、個人消費の動向及び消費者物価指数など、我が国の経済情勢の基本的な動向を把握し、経済・社会政策等の立案のために重要な経済指標を得るためのものでありますので、これらの調査につきましても、調査への協力が得られますよう併せて御配慮をお願い申し上げます。

## 管理組合の皆様へ

< 令和3年社会生活基本調査の実施に当たり、御協力いただきたい事項>

総務省統計局

総務省統計局では、本年10月20日現在で、国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的として、「令和3年社会生活基本調査」(統計法(平成19年法律第53号)に基づく 基幹統計調査)を実施します。

10月の調査実施に先立ち、9月から、調査員が調査対象となる地域の確認にまいります。この際、調査地域の各住戸及び世帯の居住状況を把握するとともに、リーフレット(調査のお知らせ)を配布の上、調査への協力を依頼します。

さらに、調査をお願いする世帯には、調査書類をお配りするため、10月上中旬に改めて調査員が 伺います。

円滑な調査の実施に向けて、以下の内容につきまして皆様の御協力をお願いします。

なお、調査の実施に当たっては、感染防止を図りつつ、調査を確実に実施していくため、調査世帯と調査員との接触をできるだけ控える調査方法(オンライン等)を推進するとともに、調査員の健康管理を徹底し体調不良の調査員がお伺いすることがないようにすることとしております。あわせて、政府の対策にのっとり、マスクの着用や咳エチケット等飛沫感染の防止も徹底してまいりますことを申し添えます。

※ 本協力依頼は、統計法第30条第1項に基づき、お願いするものです。

## 〇 空き室状況を御提供いただくこと

調査員は、貴マンションの各住戸を訪問し、調査票を直接配布しますので、世帯の方と面接できず、 各住戸の居住の有無が判明しない場合は、居住者のいない住戸(空き室)であっても、何回か訪問させ ていただくことになります。総務省統計局が行う過去の調査では、このことがかえって管理員の方や居 住者の皆様に不審に思われることがありました。

そこで、このようなことがないよう、あらかじめ又は調査実施段階で、都道府県や調査員等が、空き室状況の提供について、管理員の方や貴マンションの管理会社(支店・営業所)に依頼させていただきますので、御協力いただきますようお願いします。

- ※ これは、統計法第30条第1項に基づく協力依頼であり、個人情報保護法第23条第1項第1号に定める「法令に基づく場合」に当たり、本人の同意なしの情報提供が認められています。
- ※ 調査で知り得た内容は、統計法により厳重に保護され、調査関係者が他に漏らしたりすることは絶対にありません。

## ○ 貴マンション内の掲示板やエレベーターにポスターを掲示させていただくこと

貴マンションにお住まいの方々から、社会生活基本調査の趣旨とその実施への御理解を得るため、 掲示板やエレベーターに広報用ポスターを掲示することについて、御協力をお願いします。

## 〇 オートロックマンションにおける調査員の円滑な調査活動に御協力いただくこと

オートロックマンションでは、調査員は、共用玄関のインターホン等で連絡を取った上で、マンション内の各住戸を訪問しております。総務省統計局が行う過去の調査では、各住戸と共用玄関との往

復を繰り返していたところ、かえって管理員の方や居住者の皆様に不審に思われることがありました。

そこで、このようなことがないよう、共用玄関のインターホン等で各住戸と個別に連絡を取る代わりに、調査員が各住戸を訪問する日時(複数日)を事前に連絡させていただく場合がありますので、 訪問当日は各住戸を連続して訪問させていただきますよう御協力をお願いします。

※ 本件に関するお問合せは、下記問合せ先へお願いします。

【問合せ先】

総務省統計局 労働力人口統計室 担当:大八木、大塩、小川、渋谷

Tel: 03-5273-1093

Email:L-kikaku3@soumu.go.jp